

第4回南阿蘇村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成29年10月10日（火）午前10時～
2. 開催場所 南阿蘇村役場 （2階大会議室）
3. 出席委員 18名
欠席委員 1名 宇藤欣喜委員
4. 議事日程 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画及び承認について
5. 事務局職員
事務局長 江藤 誠喜
係長 後藤 行志
主査 長野 リエ

6. 会議の概要

発言者	内容
事務局長	挨拶（総会成立宣言）
会長	挨拶 只今から第4回南阿蘇村農業委員会総会を開催いたします。本日の議事録署名委員に8番 岩本 孝之委員、9番 古澤 勝康委員を指名します。 それでは議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について審議します。 事務局の朗読をお願いします。
事務局	別添議案書を基に朗読 以上7件、ご審議方よろしく申し上げます。
会長	では次に地元委員の説明をお願いします。
7番	議案第1号、番号1・2・3につきまして7番が説明いたします。まず1番につきまして説明いたします。譲渡人、譲受人、並びに申請地は議案書のとおりで、申請地につきましては■■■■より南東へ約■■■■m■■■■に隣接しております。譲渡人■■■■名の中、譲受人の父の持分があり、今回持分の親子間の贈与の申請となっておりますのでご審議方よろしくお願ひいたします。 2番につきまして説明いたします。譲受人、譲渡人並びに申請地は議案書のとおりで、申請地につきましては、■■■■より南東へ約■■■■mの位置にあります。

譲受人が申請地周辺に農地を数筆所有しており、今後農地利用の利便性を考え、譲渡人に相談したところ、両者間で所有権移転売買の合意がなされての申請となっております。所有権移転後は水稲作付予定となっておりますので、ご審議方よろしくお願いたします。

引き続き3番について説明いたします。譲渡人、譲受人、並びに申請地は議案書のとおりで、申請地につきましては[]より南西へ約[]m、[]号線の[]との[]に隣接する位置にあります。譲渡人と譲受人は親子で、父親が高齢になったため親子間の所有権移転贈与の申請となっております。所有権移転後は大根の作付予定となっておりますのでご審議方よろしくお願いたします。

8番

議案第1号4番につきまして、8番が説明いたします。譲受人、譲渡人並びに申請地は議案書のとおりで、申請地につきましては[]より南へ[]mの位置にあります。譲渡人と譲受人は兄弟であり今回兄弟間の所有権移転贈与の申請となっております。所有移転後は水稲の作付予定となっておりますのでご審議の程よろしくお願いたします。

9番

5番につきまして、9番がご説明申し上げます。譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。場所は[]駐在区の[]から西の方に約[]mいったところの右側でございます。譲受人の方の隣接地でもあるということでございまして、お互いの話し合いができて合意に至ったわけでございます。所有権移転売買でございます。ご審議の程よろしくお願いたします。

16番

議案第1号6番につきまして、16番が説明いたします。譲渡人、譲受人並びに申請地は議案書のとおりで、申請地につきましては[]より北東へ約[]mの位置にあります。譲渡人と譲受人は姉妹であって、姉妹間の所有権移転贈与の申請となっております。そして[]では昨年の地震で山津波によりまして、農地はほとんど流されて現在は木が立っているような状態で、去年から約5年間の計画で基盤整備、そこら辺一帯が10数丁あって、また別のところもあわせて20数丁を基盤整備の対象となって進んでおります。あと3年はかかるとは思いますけれど、最終的には農地になって、その贈与をしておかないと一帯にふたつ名義があるとまた登記上のいろんな問題が出ることとなりますので、またこのような事例も今後出てくるかと思はれますけど、一軒に集約してその人の登記関係をスムーズに進んでいくようにするそのような形で贈与となっております。今後はまた基盤整備ができてしまえば水稲の作付になると思はれますので、そういうことでご審議の程よろしくお願いたします。

17番

議案第1号7番について、17番が説明いたします。この程、譲渡人、譲受人との間で所有権移転売買の合意がなされての申請となっております。飼料作物の作付予定となっております。ご審議方よろしくお願いたします。

会長

地元委員の説明が終わりましたので、審議をお願いします。

会長

(異議なし)

異議なしということで採決に移っていいですか。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、異議がない方は挙手をお願いします。
(全員挙手)

全員賛成と認め、議案第1号は原案どおり可決します。

会長 続きまして議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願いします。

事務局 別添議案書を基に朗読
以上1件、ご審議方よろしくお願ひいたします。

会長 では地元委員の説明をお願いします。

19番 議案第2号1番につきまして、19番がご説明申し上げます。申請人、申請土地の状況については記載のとおりです。土地の場所につきましては、XXXXXXXXXXの北部57号線の北側に位置しております。申請人が経営している店舗と57号線の間位置している場所です。こちらの店舗は平成19年に現在の場所に移転しておりますが、申請土地に関しては申請漏れのため農地のまま現在に至っております。土地の一部は店舗の展示場として活用しますが、残りの一部についてはすでに店舗入口となっており 始末書添付による申請となります。申請土地につきましては、先ほども言いました 立野駅より半径約300mに位置し、第3種農地となりますので問題は無いものと思われまますのでご審議方よろしくお願ひいたします。

会長 地元委員の説明が終わりましたので審議をお願いします。

(異議なし)

会長 採決に移ります。議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、意義がない方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会長 全員賛成と認め、議案第2号は原案どおり可決します。

会長 続きまして議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願いします。

事務局 別添議案書を基に朗読
以上1件、ご審議方よろしくお願ひいたします。

会長 では地元委員の説明をお願いいたします。

18番 議案第3号番号1について18番が説明いたします。譲受人は昨年おきました熊本地震とその後の大雨による土砂災害の被害を受けられ、現在は村内のみなし仮設

住宅で生活をされています。このたび議案書に記載されておりますとおり、場所は■■■■の道沿いの■■■■を過ぎまして■■■■の前になります。その■■■■への移住を希望されております。譲渡人とは親戚関係で、所有権移転の合意もされています。隣接する農地も譲渡人の所有する農地ということもあり、問題はな
いものと思われますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

会長 地元委員の説明が終わりましたのでご審議方お願いします。

(異議なし)

会長 採決に移ります。議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、意義がない方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会長 全員賛成と認め議案第3号は原案どおり可決します。

会長 続きまして議案第4号、経営基盤強化促進法の許可申請について番号1から番号3までの新規案件について審議します。事務局に議案の朗読をお願いします。

事務局 別添議案書を基に朗読
以上新規3件、再設定1件、ご審議方よろしくお願いいたします。

会長 地元委員の説明をお願いします。

19番 議案第4号1番につきまして19番がご説明申し上げます。譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。譲受人は大々的に地元で農業をやっておられますので、お互い双方合意の上でのことです。貸借期間は3年ということで何ら問題はないものと思われますのでご審議方よろしくお願いいたします。

会長 番号2は、■■■■委員の関係案件ですので■■■■委員に退席をしていただいて審議したいと思います。(■■■■委員退席)
それでは2番について地元委員の説明をお願いします。

14番 地元委員に代わりまして、議案第4号2番について14番が説明いたします。譲渡人、譲受人ならびに申請地は記載のとおりです。譲渡人が高齢なので10年間の小作契約を申請されております。ご審議方よろしくお願いいたします。

会長 地元委員の説明が終わりましたので、2番の案件のみ先に審議をします。

(異議なし)

会長 議案第4号、議案書(経営基盤強化促進法許可申請)の2番について意義がない方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会長 全員賛成と認め、議案第4号(経営基盤強化促進法許可申請)の2番は原案どおり可決します。

(■■■■委員入室)

つづきまして3番について、地元委員の説明をお願いします。

事務局 番号3番につきまして、事務局よりご説明申し上げます。譲渡人は農業をされておらず、今回農地を受け手側に移すという形で譲受人のほうに契約なされております。場所につきましては、■■■■と■■■■の境にある土地となっております。場所等は給排水問題なく田として機能しております。所有権移転で特例事業となっており、譲受人も認定農業者等となっておりますので問題ないかと思われま。ご審議方よろしくお願ひいたします。

会長 それでは1番、3番について、地元委員及び事務局の説明が終わりましたので、審議をお願いします。

(異議なし)

会長 では採決に移ります。議案第4号、経営基盤強化促進法の許可申請について、意義がない方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会長 全員賛成と認め議案第4号は原案どおり可決します。

以上で議案の審議は終わりましたが、最初に11月の総会の日程について、11月10日金曜日でよろしいですか。

では、11月10日10時でお願いします。

その他で委員の皆様から何かございませんか。

9番 よろしいですか。農地中間管理機構を通していただきたいという人もおられますが、単価がだいたいどれくらいかと、場所によって違うのかを聞きたいと思ひます。

事務局長 特例事業ですか？ 売買の方ですか？

9番 売買です。

事務局長 委員さんが言われましたとおり、近隣土地の過去2年間の売買価格を参考として、その場所によって違ひますけれども、反当基盤整備で70~80万、畑で30~40、50のところもありますけれども、場所によってまちまちでございます。

9番 あとは話し合ひということになりますか？

<p>事務局 9番</p>	<p>はい。お互いの話し合いということですね。 先方にもそのように伝えたいと思います。</p>
<p>事務局</p>	<p>あと、公社からこられますので、だいたい近隣地の価格から三者で話し合われるのがよいかと思います。また、農振農用地でなければ取り扱いができませんので、そこはご注意くださいと思います。</p>
<p>会長</p>	<p>その他何かわからないことがある時には事務局に電話してください。その他委員さんから何かないですか？ では事務局からお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>事務局から2～3点ご連絡申し上げます。阿蘇郡市農業委員会協議会研修会の開催についてという文書を差し上げております。日時が、平成29年11月1日水曜日、1時半より高森総合センターで研修会を行いたいと思います。研修内容につきましては宇土割営農生産組合と、事例発表『南阿蘇くさかべ』、その他が農地中間管理機構の事業についてという研修内容となっております。今回は近くでありますので、自車にてご集合をお願いしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。また欠席される場合には早めにご連絡いただくと助かります。</p> <p>なお、この研修会は会場の都合で、農業委員さんのみということで郡市協議会より連絡がっておりますので申し添えます。</p> <p>2つ目になります。前回、平成29年7月の九州北部豪雨の災害義援金の振込みについてということで、皆様からいただきました義援金を振込ませていただいた領収書となっております。</p> <p>次に農業委員会活動記録簿、今日の日付けから11月の総会の前日までの用紙をお配りしております。</p> <p>あと、作業服の冬の見本を別室に準備しております。着ていただいて、サイズ申込みを本日出していただくと、来月に間に合いますので本日の提出をよろしくお願いいたします。以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>最適化推進委員の吉田地区が欠員になっておりましたけれども、一ヶ月の公募期間と審査会をしまして、吉田区の島田和久さんに委嘱状を渡しましたので、ご報告いたします。</p> <p>それと、全国農業新聞は全員強制ということで、まだ取っていない方は誰もいらっしやらないですか？ まだという人は農業委員会ではおられないでしょうね。</p>
<p>事務局長</p>	<p>農業新聞につきましては、今会長からもありましたけれども、28年度の熊本県農業委員会活動強化推進大会と、それと全国農業委員会会長大会あたりで大会決議ということで全員賛成という採択を頂いているということで、農業委員さん、最適化推進委員さん、事務局のほうにはぜひ購読をということでございますのでよろしくお願いいたします。</p>
<p>14番</p>	<p>ちなみに、南阿蘇は全員購読になると思うが他の町村はどうですか？</p>
<p>会長</p>	<p>高森は強制で最適化も農業委員も全員取らなければならないとなっている。</p>

14番	そういうことならば県下一斉に全員取るべきではないかと思いますが。
会長	それほど大きく考えないでよいのでは。
14番	言われるのはわかるが、そのあたりは事務局でも話しを聞いてほしい。そうでなければ、みな強制ということでみな頑張って一生懸命しているので。
事務局長	他の事務局でも大会決議で採択されたということで、推進委員、農業委員さん事務局の方も購読の推進がきておりますので、他の事務局もよろしくお願ひしますということでやっているとしますのでよろしくお願ひします。
事務局	最後に、南阿蘇村の農業委員と推進委員の研修旅行としまして、何件か案がありますけれども、時期的には11月末頃を考えております。また場所等が決まり次第、皆様にお知らせしたいと思ひますのでよろしくお願ひします。 場所的には福岡県か佐賀県を予定しています。先方の日程を調整して早急にお知らせしたいと思ひますので宜しくお願ひします。 以上です。
会長	他には何かございませぬか。
8番	先月いただいた荒廃農地の調査はいつまででしょうか。
事務局	11月末頃までには事務局に提出をお願ひしたいと思ひます。
会長	では以上をもって第4回南阿蘇村農業委員会総会を終了いたします。

議事録署名者

8番 岩本孝之

9番 古澤勝康